

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)

皆生温泉保護対策要綱の一部改正(自然保護課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良区の定款の変更の認可(二件)(農村整備課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

廃川敷地の生成(河川課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公 告

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

行政書士試験の実地(地方課)

警備員指導教育責任者講習の実施(防犯少年課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第六百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山尻地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年二月四日現在の地番による。)
三部字山中尻	三部字山中尻のうち七二三の三の一部、七二七の一の一部、七二八の一部、七二九の一部、七三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三部字向山ノ二	父原字山中尻り六一七の一部 父原字枋畑六三七から六四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地
三部字向山ノ二	三部字向山ノ二のうち九一五の一部以外の区域

父原字山中尻り

父原字山中尻りのうち六一七の一部以外の区域
父原字山中松木谷尻六一八の一部及びこれと一体をなす国
有地

父原字山中尻東平六三六の一部及びこれと一体をなす国
有地

父原字枋畑六三七の一部、六三九の一部、六四四の一部及
びこれらと一体をなす国所有地並びに六四四と一体をなす
国所有地

三部字山中尻七二三の三の一部、七二七の一の一部、七二
八の一部、七二九の一部、七三〇及びこれらと一体をなす
国所有地
三部字向山ノ二九一五の一部

父原字山中松木
谷尻

父原字山中松木谷尻のうち六一八の一部及びこれと一体を
なす国所有地以外の区域

父原字山中尻東
平

父原字山中尻東平のうち六三六の一部及びこれと一体をな
す国所有地以外の区域

父原字枋畑

父原字枋畑のうち六三七から六四一までの一部、六四四の
一部及びこれらと一体をなす国所有地並びに六四四と一体を
なす国所有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百五十二号

皆生温泉保護対策要綱（昭和五十七年十二月鳥取県告示第千二百十五号）
の一部を次のように改正する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三条の見出し中「温泉保護地域」を「温泉特別保護地域」に改め、同
条第一項中「区域内に」の下に「温泉特別保護地域（以下「特別保護地域」
という。）、」を加え、同条第二項中「保護地域」を「特別保護地域」に
改め、「源泉相互間」の下に「における温泉のゆう出量、温度等」を加え、
同条第三項中「現に温泉がゆう出し、又は」を「温泉の」に改め、「の源
泉」の下に「における温泉のゆう出量、温度等」を加え、同項を同条第四
項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保護地域とは、現に温泉がゆう出し、又はゆう出が予想される区域の
うち、適正な開発をしなければ特別保護地域内の源泉における温泉のゆ
う出量、温度等に影響を及ぼすおそれのある区域をいい、その区域は、
別表のとおりとする。

第四条の見出し及び同条第一項中「保護地域」を「特別保護地域」に改
め、同条第二項中「保護地域」を「特別保護地域」に、「源泉のゆう出口
の切り下げ」を、「源泉のゆう出口の切下げ」に、「深度は」を「深度
は、」に改め、同条第三項中「保護地域」を「特別保護地域」に改め、同
条第五項中「第一項ただし書」を「知事は、第一項ただし書」に、「した
者は、掘削」を「した者に対し、掘削又は代替掘削」に、「埋没しなけれ
ばならない」を「埋没させるものとする」に改める。

第七条第一項中「保護地域内又は準保護地域内」を「知事は、特別保護
地域、保護地域又は第一準保護地区の区域内」に、「者は」を「者に対
し」に、「知事に提出しななければならない」を「提出させるものとする」
に改め、同条第二項中「保護地域内又は準保護地域内」を「知事は、特別

保護地域又は保護地域内に、「者は」を「者に対し」に、「知事に提出しなければならない」を「提出させるものとする」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「保護地域内」を「知事は、特別保護地域、保護地域」に、「者は」を「者に対し」に、「努めなければならない」を「努めさせるものとする」に改め、同条第二項中「保護地域内」を「知事は、特別保護地域、保護地域」に、「者は」を「者に対し」に、「努めなければならない」を「努めさせるものとする」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(掘削又は増掘に係る影響調査)

第七条 知事は、特別保護地域、保護地域又は準保護地域内において掘削又は増掘(温泉ゆう出口の切下げを除く。以下同じ。)をした者に対し、当該掘削又は増掘の完了後、速やかに、県の立会いの下に当該掘削又は増掘に係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告させるものとする。

2 知事は、特別保護地域、保護地域、又は準保護地域内において温泉ゆう出口の切下げをしようとする者に対し、事前に、県の指導の下に当該切下げに係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告させるものとする。ただし、掘削又は増掘後引き続き温泉ゆう出口の切下げをしようとする場合は、この限りでない。

第五条第一項中「前条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同項第一号及び第二号中「間隔が」を「間隔が、」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第四条第四項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加

える。

(保護地域内における掘削等の制限)

第五条 保護地域内における新たな源泉の掘削は、原則として認めないものとする。ただし、前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の代替掘削及び温泉資源の有効的かつ適正な利用を図るために、県、米子市又は温泉を集中管理する者が源泉を掘削する場合の掘削については、この限りでない。この場合において、掘削(代替掘削を除く。)を行うときは、他の源泉との間隔は、二百五十メートル以上とする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、保護地域内における源泉の掘削又は増掘について準用する。
別表の表を次のように改める。

区	分	区	域
	特別保護地域		
		米子市皆生字温泉及び字離池沖山中並びに同市上福原字河端及び字下浜中の各全部並びに同市皆生字灘端東新田、字皆生新田一丁目、字御建、字砂池西及び字沖大境並びに同市上福原字北浜新田ノ巻、字中浜中及び字浜中の各一部並びに同市皆生地先公有水面及び同市上福原地先公有水面の各一部(次の図に示す部分に限る。)	
		米子市皆生字ウッド口沖、字ウッド口、字西大池、字小砂池、字北砂池、字東離池、字北離池、字南離池、字南大境及び字北大境、同市上福	

<p>準保護 地域</p>	<p>第一準保護 地区</p>	<p>保 護 地 域</p>
<p>米子市皆生字中屋敷、字東雁座、字西雁座、 字中沖林、字下沖林、字石河原ウド、字土手 ノ内、字下場、字林田、字東林ノ上、字下屋</p>	<p>米子市東福原字沖林(一)、字沖林(二)、字沖林(三)、 字沖林(四)、字沖林(五)、字沖林(六)、字沖林ノ拾 及び字沖林ノ拾七の各全部並びに同市皆生字 灘浜、字皆生新田二丁目及び字皆生新田三丁 目の各一部並びに同市皆生地先公有水面及び 同市東福原地先公有水面の各一部(次の図に 示す部分に限る。)</p>	<p>原字大北浜ノ巻、字北浜開、字北浜新田、字 上新田及び字北浜沖開並びに同市東福原字沖 林(一)、字沖林(二)、字沖林(三)、字沖林ノ拾式、 字北原(一)、字北原(二)、字北原(三)、字北原(四)、 字大向大境及び字大向灘道東の各全部並びに 同市皆生字灘浜、字灘端東新田、字皆生新田 一丁目、字皆生新田二丁目、字皆生新田三丁 目、字小バイ、字南砂池、字東大池、字砂池 西、字沖大境及び字御建並びに同市上福原字 北浜屋敷、字北浜新田ノ巻、字中浜中、字浜 中及び字下大境の各一部並びに同市皆生地先 公有水面、同市上福原地先公有水面及び同市 東福原地先公有水面の各一部(次の図に示す 部分に限る。)</p>

<p>様式第一号中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」と、「保護(準 保護)地域」を「特別保護地域(保護地域・第一準保護地区の区域)」と、 「第7条第1項」を「第9条第1項」に改める。 様式第二号中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」と、「保護(準 保護)地域」を「特別保護地域(保護地域)」と、「第7条第2項」を「 第9条第2項」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、昭和六十三年七月八日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の皆生温泉保護対策要 綱第三条第一項の温泉準保護地域において温泉法(昭和二十三年法律第 百二十五号)第三条第一項の許可を受けている者に係る同法第八条第一 項の許可の申請に対する取扱いは、この告示による改正後の皆 生温泉保護対策要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>第二準保護 地区</p> <p>敷、字長谷、字丸池、字河原、字南林ノ上及 び字西林ノ上、同市上福原字西元屋敷、字下 場屋敷通、字下場及び字中大境並びに同市東 福原字屋敷通大境、字屋敷通灘道西、字屋敷 通西境、字大向灘道西、字大向西境、字北原 (一)、字北原(二)、字北原(三)及び字北原(四)の各全 部並びに同市皆生字上沖林、字向林、字古屋 敷、字上川端、字小バイ、字南砂池、字東大 池及び字上場並びに同市上福原字川端、字豊 田屋敷、字東元屋敷、字北浜屋敷及び字下大 境の各一部(次の図に示す部分に限る。)</p>
---	--

鳥取県告示第六百五十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年六月に収去した飼料の粗糲の検査の結果を次のとおり公表する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西尾 昌次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										その他備考					
				粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	D C P (%)		T D N (%)	M E (kcal/kg)			
玉野市 加藤製油株式会社 社岡山工場	米子市河三柳字 大沢16 島根米穀株式会社 社米子営業所	大豆粕セミアレーク	63.5	45.8	1.1	4.5	6.0	0.28	0.68										
		メーヌ二混日の出	63.6	9.2	3.1	1.4	1.4	0.11	0.26										
神戸市 日清製粉株式会社 社神戸飼料工場	社米子営業所	日清印幼子用配合飼料 チツク	63.6	19.8	4.4	3.2	5.3	0.99	0.72										
		日清印子牛用人工乳 ニューカーフスターター	63.6	18.1	4.4	3.9	5.3	0.77	0.65										
下関市 林兼産業株式会社 社飼料事業本部	境港市上道町10 31 有限会社三代肥 種店境港営業所	日清印肉牛用配合飼料 肉牛粗粒後期	63.5	12.5	4.3	4.0	6.1	1.20	0.53										
		丸まるは甲配合飼料 大すう	63.6	14.7	3.7	3.8	6.5	1.39	0.72										
境港市 株式会社大伸水産 海洋資源科学工場	境港市昭和町13- 10 株式会社大伸水産 海洋資源科学工場	丸まるは甲配合飼料 エーラルツツ	63.6	17.6	3.8	2.6	11.6	3.90	0.57										
		大伸水産フイッシュミール	63.4	66.4	9.4		14.0	3.53	2.45										

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和六十三年七月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和六十三年七月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百五十六号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一―一久米ヶ原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十七号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一―久米ヶ原土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十八号

鳥取市が行う土地改良事業に係る福井地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十九号

用瀬町が行う土地改良事業に係る赤波第二地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十号

鳥取市が行う土地改良事業に係る三谷奥地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第 四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年七月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る山中尻地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
長坂共同 施行 三朝町	団体営農地開発事業長坂地区農用地造成 団体営ほ場整備事業小河内地区ほ場整備 土地改良総合整備事業（小規模排水）下 畑地区区画整理	昭和六十二年十月十五 昭和六十三年三月二 十八日 昭和六十三年三月十 五日

鳥取県告示第六百六十三号

河川区域の変更に、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川水貫川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十三年七月八日

三 廃川敷地の位置

米子市皆生字東大池七三一―一地先から同町字ウド口七九六一―一地先

まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一、七八六・七二五平方メートル

鳥取県告示第六百六十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十三年七月十一日から施行する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

町	株式会社山陰合同銀行東伯支店	東伯支店	東伯郡東伯大字徳万
	株式会社山陰合同銀行東伯支店	東伯支店	東伯郡東伯大字徳万
	株式会社山陰合同銀行東伯支店	八橋出張所	東伯郡東伯町大字八橋

を

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類					
WAVE	コスモファイター	権太Jr.	テクトロンニ	ウルトラキングV一	ウルトラキング
製造業者名 奥村遊機株式会社					

ぱちんこ遊技機												
アレンジボール遊技機												
スパーク	コロンボ	ゴールドセパート二	アトラクション	メモリイゴールドP三	ドンスペシャルP九	スーパードラゴン	ビッグペンハー	スリープパート三W	スーパースターパート二	フラッシュスターI	ビッグウェーブI	
太陽電子株式会社			株式会社大一商会		豊丸産業株式会社			マルホン工業株式会社		株式会社三共		

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、昭和63年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和63年7月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
昭和63年10月23日（日）午後1時30分から午後5時まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の科目及び方法
次の事項につき筆記試験により行う。
(1) 行政書士の業務に必要な法令
行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。
(2) 一般常識
(3) 論述（800字）
- 4 受験資格
次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 受験手続

- (1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において、昭和63年8月1日（月）から交付する。

鳥取県総務部地方課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東藏城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市鞆町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書きし、鳥取県総務部地方課（郵便番号680）あてに請求すること。その場合、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

- (2) 受験申込みの受付の期間及び時間
了 期間

昭和63年9月1日（木）から同月20日（火）までとする。

なお、郵送の場合は、昭和63年9月20日（火）の消印があるものまで受け付ける。

<p>1 時間 平日 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで 土曜日 午前 8 時30分から午後 0 時30分まで</p> <p>(3) 受験申込みの受付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部地方課 (鳥取県庁本庁舎 3階)</p> <p>(4) 提出書類 受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて提出すること。 なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書すること。</p> <p>ア 履歴書 (市販のもの) イ 受験資格を有することを証明する書類 (卒業証明書等) ウ 写真 (受験申込前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの) エ 受験手数料及びその納付方法 ア 受験手数料 5,000円 イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>(6) 受験票の交付 受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。</p> <p>(7) 問い合わせ先 鳥取県総務部地方課行政係 (電話0857-26-7056)</p> <p>6 合格者の発表 (1) 時期</p>	<p>昭和64年1月第3週</p> <p>(2) 方法 鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。</p> <p>7 合格証の交付 合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号) 第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 昭和63年7月8日 鳥取県公安委員長 秋 久 勲</p> <p>1 実施期日 昭和63年9月5日 (月) から同月9日 (金) までの5日間 (各日とも午前9時から午後5時40分まで)</p> <p>2 実施場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎第28会議室</p> <p>3 講習事項 (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。 (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。 (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。</p>
---	---

(5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関する
と。

4 受講手続

(1) 受講申込書の受付期間

昭和63年8月5日(金)から同月25日(木)まで(郵送の場合は、
昭和63年8月25日(木)までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受講申込書の提出先

ア 県内に住所を有する者

住所地在管轄する警察署

イ 県外に住所を有する者

鳥取県警察本部防犯部防犯少年課

(3) 提出書類

ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通

イ 写真

縦、横各3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無
帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けるこ
と。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料

31,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の
下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 講習終了後に終了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察
本部防犯部防犯少年課(電話0857-23-0111)にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
を次のとおり開催する。

昭和63年7月8日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種類別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受
けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気
銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初 心 者 講 習	昭和63年8月18日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第 18会議室	鳥取、岩美、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
	昭和63年8月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
経 験 者 講 習	昭和63年8月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第 18会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して

3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考查

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）